

報 道 資 料

平成 28 年 4 月 18 日
総務部 総務課
県政情報係 新谷、橋本
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2388

奈良県情報公開審査会の第 168 号答申について

行政文書の不開示決定に対する審査請求についての諮問第 163 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成 28 年 4 月 15 日
- ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 実施機関：警察本部 交通部 交通指導課
- ◎ 対象行政文書：交通違反告知において、警察官が相手方の考え方を聞くときの姿勢が分かるもの
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決定：不開示（不存在）決定
 - 不開示理由：当該文書を作成又は取得していないため
- ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判断理由：
 - 行政文書の不存在について
審査請求人は、「交通違反告知において、警察官が相手方の考え方を聞くときの姿勢が分かるもの」の開示を求めているのに対し、諮問実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているため、以下検討する。
審査請求人が開示を求めているのは、警察官が交通違反告知を行う際に、告知の相手方の弁解、言い分等を聞く際の姿勢、心構え等について記載された行政文書であると解される。
諮問実施機関は、交通の取締りは犯罪捜査の一面を有しており、警察官が犯罪の捜査を行うに当たって守るべき心構え等については、犯罪捜査規範に規定されていることから、奈良県警察本部では、警察官に対して交通違反告知時における違反者の弁解や言い分を聞く際の心構えや配慮等を規定した訓令等は存在しないと説明している。
犯罪捜査等において警察官が被疑者その他関係者の弁解、言い分等を聞く際の姿勢、心構え等が法令等において定められることは、当然必要であると考えられるが、交通取締りに限定したものが定められていないとしても、必ずしも不自然とは言えない。
また、実施機関において該当する文書を探索したが存在しなかったとのことである。
以上のことから、本件開示請求に係る文書を作成又は取得していないとする諮問実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。
したがって、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする諮問実施機関の説明は是認できると判断する。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成 23 年 7 月 14 日		
② 決定	平成 23 年 7 月 26 日付けで不開示決定		
③ 審査請求	平成 23 年 9 月 7 日		
④ 諮問	平成 23 年 9 月 22 日		
⑤ 経過	平成 27 年 11 月 18 日	第 189 回審査会	審議
	平成 27 年 12 月 16 日	第 190 回審査会	審議
	平成 28 年 1 月 13 日	第 191 回審査会	審議
	平成 28 年 2 月 23 日	第 192 回審査会	審議